

2023年8月25日

企業会計基準委員会 御中

服部 隆 (CMA、C I I A)

「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」に関して、以下コメント提出いたします。

◆ (質問1) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等 (第16項から第20項参照)

会計に関する指針のみを扱う実務指針等については、該当するすべての実務指針等を移管プロジェクトの対象としています。当該方針に同意しますか。同意しない場合、どのような対象が適切と考えますか。

また、移管プロジェクトでは当該移管により実務を変更しないことを意図しているため、企業会計基準委員会の適正手続規則において「移管基準」(仮称)の分類を設けることを財務会計基準機構に依頼し、「移管基準」(仮称)にそのままの形で移管することが考えられるとしています。当該方針に同意しますか。同意しない場合、どのように移管することが適切と考えますか。

【コメント】同意します。

◆ (質問2) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等 (第21項から第28項参照)

会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等については移管プロジェクトの対象としないが、これらのうち、優先順位が高いと考えられる継続企業と後発事象については実務指針等の移管に係る実行可能性についての調査研究を実施するとしています。当該方針に同意しますか。同意しない場合、どのような方針が適切と考えます

【コメント】同意しません。

・優先順位が高いと考えられる継続企業と後発事象についての対応については同意しますが、一方で「会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等」のうち、貴委員会へ移管される「会計に関する指針のみを扱う実務指針等」に付随・密接に関連し、実質的に会計上の取扱いを定めているものについては、併せて移管プロジェクトの対象とすべきと考えます。

・そのため、「別紙 2(会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等)」脚注で、「また、企業会計基準委員会では業種別の実務指針等を取り扱わないため、日本公認会計士協会が公表した業種別の実務指針等は当該リストに含めていない」と記載されておりますが、業種別委員会の実務指針等について一律に対象外とすることについて同意しません。

特に、業種別委員会 実務指針第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」については、以下理由から移管プロジェクトの対象とすべきではないかと考えます。

【理由】

1. そもそも銀行業に限定した取り扱いとすべきではないこと。

今回移管対象となる「別紙 1 (会計に関する指針のみを扱う実務指針等)」記載の「金融商品会計に関する実務指針」において、

「2. 金融商品会計基準を実務に適用する場合の具体的な指針等について、当協会は、金融商品の範囲、それらの発生及び消滅の認識、評価方法、ヘッジ会計並びに複合金融商品の会計処理を明確にすることを目的に、金融商品会計に関する実務指針を取りまとめた。

本報告は、金融商品会計基準が適用される企業の金融商品に係る取引についての会計処理を取り扱っている。なお、金融機関等が業務として行う金融商品に係る取引のうち特殊なもの及び高度なヘッジ手法を用いて行う取引の具体的な会計処理は、別途取り扱う。」

と、「高度なヘッジ手法を用いて行う取引の具体的な会計処理は、別途取り扱う」とされており、これは企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」における

「99. また、多数の金融資産又は金融負債を保有して金融機関等においては、それぞれの相場変動等によるリスクの減殺効果をヘッジ対象とヘッジ手段に区別して捉えることが困難あるいは適当でない場合がある。このような場合に、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映する高度なヘッジ手法を用いていると認められるときには、本会計基準の趣旨を踏まえ、当該ヘッジ手法の効果を財務諸表に反映させる処理を行うことができる。」

を受けたものであることから、そもそも別記事業・特定業種にのみ特別に認められた経理を

定めるものでなく、高度なヘッジ手法を用いている銀行以外の金融機関等・企業への適用も排除すべきでないことから、「高度なヘッジ手法を用いて行う取引の具体的な会計処理」についての指針については、貴委員会への移管プロジェクトの対象とすべきと考えます。

2. 実質的には会計に関する指針となっていること

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」においては、

「2. ヘッジ会計の適用に関する取扱い

銀行業においては、預金業務、貸出業務等、不特定多数の顧客を対象とする金融業務を営むことから、小口多数の預金・貸出金等の金銭債権債務を有しており、これらの金銭債権債務の一部について、リスクの共通する金銭債権又は金銭債務をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する場合がある（包括ヘッジ）。かかる包括ヘッジについては金融商品会計基準及び金融商品会計実務指針においても認められているが、銀行業に包括ヘッジを適用する場合の取扱いは、必ずしも十分には規定されていない。このため、銀行業において以下の取扱いによりヘッジ会計を適用する場合には、監査上妥当なものとして取り扱うことができるものとする。」

と、監査上の取扱いとして記載されていますが、当該部分については「高度なヘッジ手法を用いて行う取引の具体的な会計処理」を定めたものであり、実質的な内容は会計に関する指針となっているため。

3. 国際的な会計基準との整合性について

現在 IASB では、高度なヘッジ手法いわゆるマクロヘッジに関する会計モデル（Dynamic Risk Management）の開発が公開草案公表に向けて進んでおり、今後は貴委員会からの意見発信や最終化された際の国際的な会計基準と整合性図るか否かの検討等を実施することが想定されることから、高度なヘッジ手法いわゆるマクロヘッジに関する会計処理に関する指針については、貴委員会の移管プロジェクトの対象とすべきと考えます。

以上